

仮ナンバー車両の通行について

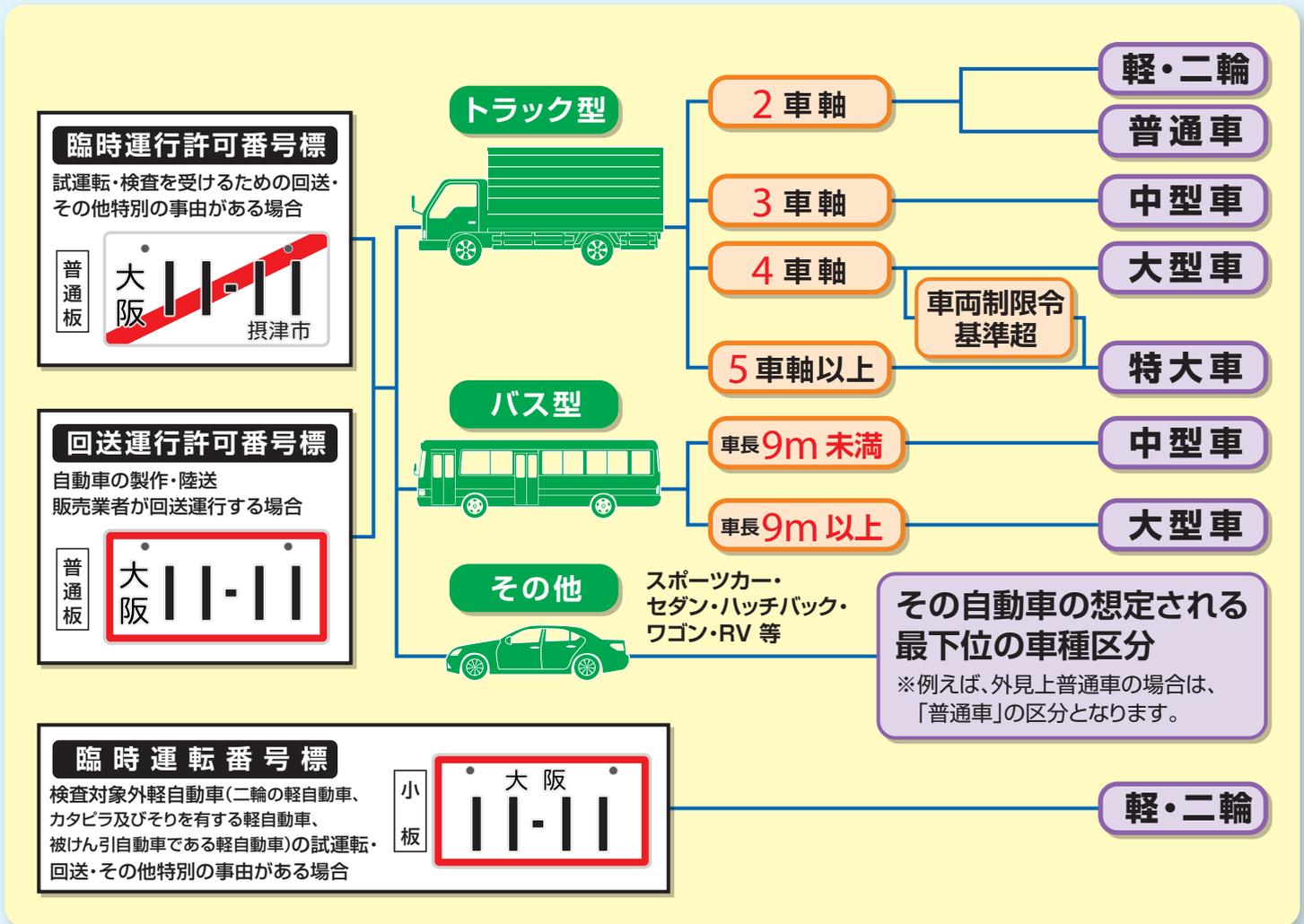
！ 仮ナンバー車両では ETCを利用できません

料金所の「一般」又は「ETC一般」レーンで一旦停車の上、料金所スタッフに現金又はETCカードを手渡して通行料金をお支払ください。自動収受機の設置されているレーンでは「呼出ボタン」を押してインターホンでスタッフまでお申し付けください。無線通行はできませんのでご注意ください。

※既にセットアップしたETC車載器を搭載しているものの、ナンバープレートが破損や紛失したために一時的に仮ナンバーを装着しているなどの特別な事情がある場合については、仮ナンバーでも無線通行することができます。

！ 仮ナンバー車両の料金車種区分

通行料金は仮ナンバー車両の料金車種区分に応じた現金車料金となります。



よくあるご質問

Q

仮ナンバー車両であっても車載器を搭載していれば、ETCレーンを走行できますか？

A

仮ナンバー車両の場合、車載器にナンバープレート情報等が正しく登録されていないため、**仮ナンバー車両がETCを利用することはETCシステム利用規程に違反することになります。**ETCカードを車載器から抜いた上で、料金所の「**一般**」又は「**ETC 一般**」レーンで一旦停車の上、料金所スタッフに現金又はETCカードを手渡して通行料金をお支払ください。また、自動収受機の設置されているレーンでは「呼出ボタン」を押してインターホンでスタッフまでお申し付けください。なお、仮ナンバー車両の通行料金は、**仮ナンバー車両の料金車種区分に応じた現金車料金となります**のでご注意ください。

Q

連結車両※で、被けん引車が仮ナンバーをつけている場合の扱いはどうなりますか？

A

連結車両の場合は、被けん引車が仮ナンバーをつけていても、通常の連結車両と同じ扱いとなります。

Q

連結車両※で、けん引車が仮ナンバーをつけている場合の扱いはどうなりますか？

A

仮ナンバーの車両で、他の車両をけん引することは法令に違反することになります。

※連結車両とは、けん引自動車(「けん引するための構造及び装置」を有する自動車)と、被けん引自動車(けん引自動車によって「けん引されるための構造及び装置」を有する自動車)が連結して走行している状態の車両をいいます。